

平成 25 年度

教育に関する事務の管理及び執行
状況の点検・評価報告書

三股町教育委員会

○ 自己点検及び評価の経緯

平成20年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律によって、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなった。

○ 自己点検・評価の考え方

大項目として、1. 教育委員会の活動、2. 教育委員会が管理・執行する事務、3. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務、の3つに分けて点検・評価を行った。

特に、3については、教育基本方針・教育施策の中から重点項目を取り上げた。また、報告書は、「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」について作成した。

○ 具体的な点検・評価の方法

次の3つの項目に分類した。

シート1 教育委員会の活動

シート2 教育委員会が管理・執行する事務

シート3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

評価は、A達成している(100%)、Bほぼ達成している(約80%)、C概ね達成している(約60%)、D達成していない(約50%以下)の4段階で実施した。

○ 学識経験者の知見の活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項において「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」としていることから、学識経験者として、元教育長の田中久光氏にお願いし自己評価についての意見をいただいた。

(参考資料)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

1	自己点検・評価シート 1 (教育委員会の活動) ······	1
2	自己点検・評価シート 2 (教育委員会が管理・執行する事務) ·····	2
3	自己点検・評価シート 3 (教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務) ······	4
4	教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の報告書	
(1)	学校教育のこと ······	13
(2)	生涯学習のこと ······	27
(3)	文化振興のこと ······	34
(4)	社会体育のこと ······	39
5	学識経験者 (元教育長 田中久光氏) の知見 ······	43

三股町教育委員会の自己点検・評価シート 1

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
1 教育委員会の活動	(1)教育委員会の会議の運営改善	教育委員会会議の開催回数	A	○ 定例会を毎月1回、臨時会を3月に開催した。委員へは事前に資料を配付し当月の案件について通知した。案件についての事務局内での打ち合わせを綿密に行っていくことが課題である。
	(2)教育委員会と事務局の連携	教育委員会と事務局の連携	A	○ 教育委員会定例・臨時会の会議資料は事前に提供し、各委員が十分に内容を把握した上で会議を行っている。教育長に委任している事務についても、必要に応じて事前説明や会議の教育長報告の中で行っている。
	(3)教育委員会と首長との連携	教育委員会と首長との連携	A	○ 重要案件については、町長部局との報告・連絡・相談に努め、また、課長会議にも教育長も出席し常に連携を図っている。
	(4)教育委員の自己研鑽	研修会への参加状況	A	○ 県内の研修会に参加し、教育委員会制度改革や他市町村教育委員会の活動等について理解を深め、資質の向上に努めた。
	(5)学校及び教育施設に対する支援	学校訪問 教育施設に関する設置及び管理に関する条例についての一部改正等	A	○ 全ての学校を対象に計画訪問を実施し、施設の点検を行うとともに教育指導上の課題や児童生徒の実態等を把握することができた。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート2

大項目	中項目	点検・評価	
2 教育委員会が管理・執行する事務	(1)学校教育、社会教育及び社会体育に関する一般方針を定めること	A	<input type="radio"/> これまでの教育施策の成果を評価し、教育施策の見直しを行い、当該年度の重点施策を示した。
	(2)学校、公民館、文化会館及び図書館の設置及び廃止を決定すること		<input type="radio"/> 事例なし
	(3)教科内容及びその取扱いの大綱に関すること	A	<input type="radio"/> 学習指導要領に基づいた。
	(4)人事の一般方針を定め及び分限又は懲戒を行うこと		
	(5)校長、教員、学校事務職員、公民館長、文化会館長及び図書館長の任免を行なうこと	A	<input type="radio"/> 平成26年3月末の教職員の人事異動に際し、小学校退職3名、県教委採用1名、転出13名、転入17名、新規採用1名、教頭昇任2名、中学校転出6名、転入5名、新規採用2名の異動の内申を行った。
	(6)教育長、課長、課長補佐又はこれに相当する職の任免を行うこと	A	<input type="radio"/> 教育長辞職に伴い新教育長の任命を行った。
	(7)学校、公民館、文化会館及び図書館の敷地の設置及び変更を決定すること		<input type="radio"/> 事例なし
	(8)教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと	A	<input type="radio"/> 三股町修学援助規則の一部改正 <input type="radio"/> 三股町公民館運営管理規則の一部改正 <input type="radio"/> 三股町社会教育指導員に関する規則の一部改正 <input type="radio"/> 三股町教育研究所に関する条例施行規則 <input type="radio"/> 三股町農業自営者研修費給付規則を廃止する規則 <input type="radio"/> 三股町教育委員会事務局組織及び事務分掌等に関する規則の一部改正 <input type="radio"/> 三股町立小中学校通学区域及び通学外就学に関する規則

三股町教育委員会の自己点検・評価シート2

大項目	中項目	点検・評価	
2 教育委員会が管理・執行する事務	(9)議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること	A	○ 新年度予算、補正予算、契約等について、原案の決定を行った。
	(10)教育予算の見積を決定すること	A	○ 前年度予算の執行状況及び各係ごとの要望を受け、原案の決定を行った。
	(11)要保護及び準要保護児童生徒の認定に関すること	A	○ 経済事情及び学校長の所見を参考に、認定基準により認定した。
	(12)学校評議員を委嘱すること	A	○ 4月に各小・中学校から推薦のあった評議員34名を委嘱した。
	(13)社会教育委員、文化会館運営委員及び図書館協議会委員を委嘱すること	A	○ 社会教育委員が人事異動等により欠員が出たので補充の選任をした。
	(14)校長、教員その他の教育職員の研修の一般方針を定めること	A	○ 経験年数別研修を実施した。
	(15)通学区域を定めること		○ 事例なし
	(16)教科用図書を採択すること		○ 事例なし

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 (1) 学校教育に関すること	①教育内容・指導の充実について	ア少人数及び複式学級の指導の充実	A ○各小・中学校で習熟度に応じて少人数指導を実施した。 ○複式学級については、指導の充実のため補助教員を3名配置し、きめ細やかな指導を実施した。
		イ適正な就学指導と特別支援教育の充実	A ○就学前の就学相談を2回実施し、保護者の理解を得ながら就学指導を行った。 ○保育園・幼稚園等との連携を図った。 ○特別支援教育の充実のため、特別支援教育補助教員1名、特別支援教育支援員8名を配置した。
		ウ小中学校連携推進事業の充実	A ○全教職員参加の小中合同授業研究会で、生徒指導の機能を生かした授業が公開されたり、校務支援ソフトやグループウェアの活用について共通理解を図ったりした。 ○三股町児童生徒憲章の取組みを進め、小中一貫教育の充実を図った。 ○文教のみまたの伝統教育が全校で実践されている。
	②生徒指導の充実について	いじめ、不登校問題への適切な対応	A ○いじめについては、三股町いじめ防止基本方針を策定するとともに、学校いじめ防止基本方針を定め、いじめの未然防止や対応に努めた。 ○不登校については、毎月、サポート訪問を行うことで学校を支援したり、適応指導教室において学校復帰へ向けた取組みを行ったりした。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 (1) 学校教育に関すること	③学校給食の充実について	衛生管理と食中毒の防止	A ○ 給水設備の改修、調理場設備機器の修繕を行うとともに衛生管理研修への参加、スポーツ振興課及び保健所の指導に基づく改善等を行った。
		学校給食費未納対策	B ○ 「学校給食費未納対策マニュアル」に基づいた、PTA、学校、教育委員会、給食センターの連携により、給食費未納額の減少が図られた。
	④教育環境の整備について	ア 施設設備の計画的整備・充実	A ○ 長田小学校天窓防護柵設置工事 ○ 勝岡小、長田小トイレ洋式化工事 ○ 三股西小学校外壁防水改修工事 ○ 宮村小、梶山小墜落防止手摺設置工事 ○ 三股中学校天窓防護柵設置工事 ○ 三股中学校運動場防球フェンス設置工事
		イ I C T 教育環境の整備	A ○ 校務支援ソフト及びグループウェアの全小中学校に導入する。
		ウ ALT を活用した外国語活動の拡充	A ○ 英語教育の環境整備を図るために J E T 事業による A L T を小学校 2 名、中学校 1 名を配属している。
		⑤教育研究所の充実について	A ○ 三股町における校務の情報化について、通知表及び指導要録の電子化の研究に組織的に取り組んだ。 ○ 校務支援ソフト及びグループウェアの活用研修会を実施して、教職員のスキル向上と意識改革を図った。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 (1) 学校教育に関すること	⑥適応指導教室の充実について	学校、家庭、地域社会との連携・融合	B ○ 適応指導教室に通級していた中学3年生が高校へ進学することができた。 ○ 不登校及び不登校傾向の児童生徒に対し適応指導教室への通級を保護者へ促し、指導を行った
	⑦人権教育の推進について	人間尊重の教育の推進	B ○ 各学校において、学校全体及び学年ごとの目標を掲げ、工夫された実践がなされた。 ○ 豊かな心の育成と基本的人権を尊重するための教育の推進を図った。 ○ 教職員への研修を2回実施し、人権意識の啓発を図った。
	⑧安全教育の徹底について	児童生徒の安全確保	B ○ 小学校の遊具点検や通学路点検により、不良箇所を整備した。 ○ みまもりたい・青パトを活用して登下校時の安全を確保した。 ○ 小・中学校で交通安全教室や自転車安全点検を実施し、児童生徒は交通安全について理解を深めることができた。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(2) 生涯学習に関すること	学習情報の提供と公民館主催教室の開設・充実	<p>A ○情報誌「生涯学習みまた」を作成し、また、回覧広報に一年間の主な事業の紹介や募集等を掲載し、町内各世帯へ配付することで生涯学習情報の提供を行った。</p> <p>○公民館主催教室を 19 教室開設し、289 名が参加し、生涯学習の充実、また、福祉・健康増進にも効果が得られた。</p> <p>○社会教育要覧を作成し関係者に配布した。</p>
		①生涯学習社会づくりについて	
		高齢者学級の開設と活動の推進	<p>A 高齢者学級「さつき学園」を開設し、学習活動の推進を行なった。</p> <p>月に 1~2 回の学習会を開き、年間で 20 回の文化・スポーツ・野外活動等を行なった。学級生 34 名が集まり、積極的な学習会を行うことができた。高齢者の生涯学習への意欲向上を図ることができた。</p>

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(2) 生涯学習に関すること	社会教育施設の整備と活用	A ○第6地区分館の駐車場の整備を行ったことにより、地域住民のコミュニティの場として利用しやすい施設となつた。 ○各施設の修繕補修を行うことで利用者が安全に安心して利用できるよう整備した。
		地区・自治公民館活動の充実	A 自治公民館連絡協議会として各地区的館長が、2ヶ月に1回会議の場を設けて、情報交換・研修等を行つた。
		②社会教育の充実について 人権に関する教育の推進	A いきいきふれあいリレー啓発展において、人権啓発のパネルを町文化会館エントランスホールに展示たりし、パンフレットを配布し、人権の大切さについて啓発を行つた。 夏休みに町内12の児童館においてなかよし広場を実施。人権擁護委員や社会教育指導員の方々が紙芝居屋ビデオで人権の大切さを子どもたちに伝えた。 文化会館で講師による人権啓発研修会を開催。200人以上の参加者が人権について学んだ人権に関する標語・親と子のふれあい標語募集し入賞者に賞状と図書券を贈呈した。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 (2)生涯学習に関する事	③青少年教育の充実について	野外活動、体験活動、交流活動の推進	A 町内の小学校6年生30人と5人の引率者で7月31日から8月5日までの5泊6日間沖永良部島で体験学習を行った。 沖永良部島の歴史について学んだり、そこで暮らす小学生や町民との交流や三股町の伝統芸能である奴踊りを披露し、交流を行った。
		青少年育成町民会議の活動促進	A ○親と子のふれあい標語募集し、表彰・看板作成設置した。 入選作品集の作成、町文化祭でも掲示した。 ○青少年指導員による防犯パトロールを各地区ごと、夏休み期間やふるさとまつり、年末など行った。
		PTA、女性団体、自治公民館、各種社会教育団体等と家庭との連携体制の強化	A PTA協議会では「研究大会」「教育問題懇話会」を開催し、家庭との連携体制の強化をはかった。
	④家庭教育の充実について	家庭教育学級の充実	A 家庭教育学級運営協議会を設置し、家庭教育学級運営の充実をはかった。
	⑤文化資源の保護と活用	文化財、史跡の整備と保存	A 都城島津3代北郷久秀・弟忠通の墓、日洲寺柱番所跡、三股開拓の碑、平家落人の墓、以上4ヶ所の説明板を設置。文化財、史跡の整備を行った

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 (3) 文化振興に関する事務	①総合文化施設（文化会館・図書館）の整備と充実について	ア総合文化施設（文化会館・図書館）の整備と充実	<ul style="list-style-type: none"> ○空調中央監視システムの全面更新を実施した。 ○文化会館は座席機構の計画改修に着手した。 B ○修繕を機に安全性や利便性を高めた。 ○改修計画を基に、突発事象や軽微破損には早期に対処し、適切な対応に努めた。
	②文化会館の利用促進について	ア自主文化事業の充実と推進	<ul style="list-style-type: none"> ○買取公演に留まらず、普及・育成を公演に昇華させる作品制作に取り組んだ。 ○参加創造型事業の推進により三股町のオリジナリティにも貢献できた。 ○「地域創造大賞」受賞で裏付けられた事業継続・構築の確かさを活かせた。
		イ貸館事業の充実と推進	<ul style="list-style-type: none"> A ○貸館利用者への積極的支援によって、満足度の拡充及び今後の利用志向醸成について、主催者や来場者への波及に繋ぐことができた。
	③図書館の利用促進について	ア図書館資料の整備と充実	<ul style="list-style-type: none"> A ○所蔵の少ない分野の資料を収集した。 ○社会の状況に則した資料を収集した。
		イ読書サービス、読み聞かせ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> B ○図書館まつりなどのイベントを開催し集客に努めた。 ○ファイスブックを使っての広報を開始し、より多くの人に図書館を知ってもらうよう努めた。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務 (4) 社会体育に関すること	①スポーツ振興基盤の充実	スポーツ行事の充実および組織の育成と強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6回みまた町民総合スポーツ祭を7月に開催し、14種目に約1,400人の参加があった。総合開会式においては、アトラクションとして、みまたチャレンジ総合クラブのフラダンスチームがフラダンスを披露し好評を得た。自治公民館対抗ソフトボール競技はブロック予選と決勝トーナメントを同日に実施した。 <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第13回チャレンジRUN &ウォーキング大会を体育協会およびみまたチャレンジ総合クラブの協力のもと実施した。町内9つの地区対抗による駅伝大会を自治公民館連絡協議会の協力により同時開催した。 ○ 総合型地域スポーツクラブの運営の安定化と事業拡大のために、スポーツ振興くじ助成金を活用した。
		スポーツ施設の計画的整備・充実	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 勤労者体育センターの耐震補強設計診断を行った。結果は、耐震補強が必要な建物であるということであった。武道体育館の耐震補強設計を行った。H26年度に耐震工事を行う予定である。

三股町教育委員会の自己点検・評価シート3

大項目	中項目	小項目	点検・評価
	②青少年スポーツの振興	スポーツ少年団等の育成・拡充	A ○町スポーツ少年団主催の各行事では、育成母集団等の積極的な協力が得られた。 ○全国大会や九州大会に出場する団体もあるなど、優秀な成績を収め、レベルの向上が図られた。

○平成25年度事業三股町教育委員会事務点検・評価報告書

教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の報告書

(1) 学校教育に関すること

① 教育内容・指導の充実について

ア 少人数及び複式学級の指導の充実

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の学力を向上させるため、少人数加配教員がいる小・中学校において、「誰もが分かる授業、伸ばす授業」をめざして児童生徒一人ひとりに確かな学びを身につけさせる少人数指導に取組む。 また、複式学級のある学校に補助教員を配置し、個に応じた指導をめざす。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数加配教員による、習熟度別授業を実施 ○ 複式学級のある学校に補助教員を配置
平成25年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数指導は、小学校では3学年～6学年で教科「算数」を実施した。 ○ 中学校では、2・3学年で教科「数学」「英語」を実施した。 ○ 複式学級のある学校1校に3名の補助教員を配置した。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複式3学級に補助教員を配置し、学年に応じたきめ細かな指導を実施することができた。 ○ 習熟度に応じて少人数指導を実施した。指導方法の工夫改善を図りながら、分かる授業に取組んだ。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個に応じた指導の推進、確かな学力を身に付けさせるためには、教員が指導方法の工夫改善を行うことが必要である。その有効な手立ての1つであるので、引き続き教員の配置確保に取組む。

(1) 学校教育に関すること

① 教育内容・指導の充実について

イ 適正な就学指導と特別支援教育の充実

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次年度就学予定児童を対象とする就学相談の充実に努め、適正な就学指導を行う。 ○ 就学児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、学習上又は生活上の困り感を改善するため、適切な教育を通じて必要な支援を行う等、特別支援教育の推進を図る。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学相談の実施 ○ 就学指導委員会専門部会による就学指導を実施 ○ 特別支援教育補助教員の配置 ○ 特別支援教育支援員の配置
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学相談を通じて適正な就学指導を行った。 ○ 就学指導委員による幼稚園・保育園訪問で児童の実態把握を行い、就学相談へつなげた。 ○ 特別支援補助員を中学校へ 1 名、特別支援教育支援員を小学校 4 校に 8 名を配置した。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学指導委員が中心となり、就学前の就学相談会を 2 回実施した。その中で、知能検査等を行い、児童の実態把握を行い、保護者の理解を得ながら、就学指導を行った。 ○ 就学指導委員会にて、通常の学級及び特別支援学級に在籍する児童生徒に適正な就学指導を行った。 ○ 中学校へ特別支援教育補助教員を 1 名配置し、配慮を要する生徒への支援を行った。 ○ 小学校 4 校へ支援員を 8 名配置し、特別な配慮を要する児童への支援を行った。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の不安を解消できるよう就学相談会の周知及び充実ため、関係機関との情報交換、連携強化に努める。 ○ 通常の学級に在籍する困り感のある児童生徒が増加しているため、教育的ニーズに応じながら、適正な就学指導に努める。

(1) 学校教育に関すること

① 教育内容・指導の充実について

ウ 小中学校連携推進事業の充実

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校9年間を見通した一貫性・系統性のある教育活動の展開、交流授業や合同研修会を実施する。三股の特性を生かした小中一貫教育の在り方について研究する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全職員参加の小中合同授業研究会を実施 ○ 「あいさつ」「清掃」「郷土学習」について、その意義を理解する。
平成25年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中合同授業研究会の夏季研修会では、教育研究所と連携して校務支援ソフトの活用先進校による講話をを行い、秋季研修会では、三股西小学校の全学級で生徒指導の機能を生かした授業が公開され、全体会では校務支援ソフトやグループウェアの活用について研修を行った。 ○ 三股中学校において、小中学校の代表が集まり話し合うことによって自主的な取組みができるように「ミニ子どもサミット」を開催した。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の小中学校全職員が一同に会し研修することで、各学校の連携が深まり、教職員の共通理解のもと研修を行うことができた。 ○ 校務支援ソフトやグループウェアの活用について研修することができ、教育の情報化の推進を図ることができた。 ○ 各学校が三股町児童生徒憲章の取組みを進め、ミニ子どもサミットにおいて実践発表をすることができ、小中一貫教育の充実を図ることができた。 ○ 文教みまたの伝統教育として「校門での一礼」「あいさつ運動」「黙想・座礼」「無言清掃」「郷土に関する学習」が全学校で実践されている。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中合同授業研究会等をとおして、小・中学校の繋がりの大切さや小中連携の必要性が認識されるよう、また小中一貫教育に向けて更に理解が深まるよう一層の推進に努める。

(1) 学校教育に関すること	
② 生徒指導の充実について	
○ いじめ、不登校問題への適切な対応	
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・不登校は、どの児童生徒にも起こりうることとして捉え、いじめ・不登校状況の解消及び未然防止に取組む。 ○ 心の悩みをかかえた児童生徒や保護者に対して、いつでも支援できる体制を整備する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・不登校の未然防止や早期解消に努める。 ○ 相談体制を整備し、児童生徒、保護者及び教職員への支援を行う。 ○ 学校（担任、対応教員、養護教諭等）との連携を強化する。
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・不登校については保護者からの相談によるものが多く学校への絡対応や今後の指導について教育委員会定例会に提案し協議をおこなった。 ○ 家庭、学校、スクールアシスタント、スクールソーシャルワーカーとの連携強化を図った。 ○ 三股町いじめ防止基本方針を策定し、町内小中学校においても学校いじめ防止基本方針を整備し、いじめの未然防止を図った。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめについては、保護者からの相談を受けて学校への迅速な連絡対応を行うことができた また教育委員会での協議による学校への指導などさまざまな対応をすることができた ○ 不登校については、相談活動を充実し、保護者と共通理解を図りながら学校復帰へ向けた取組みを行った。その結果、保健室登校、適応指導教室への通級ができるようになった児童生徒がみられた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 思いやりの気持ちなどを育む心の教育が不可欠であるため、道徳教育の充実に努める。また、いじめ・不登校の未然防止のため、アンケートの実施等により児童生徒の実態把握に努め、相談体制の整備等に積極的に取組む。 ○ 町及び学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止に向けて、より具体的な実践に取り組む必要がある。

(1) 学校教育に関すること

③ 学校給食の充実について

ア 衛生管理と食中毒の防止

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安心・安全な学校給食を提供し、食育を推進することを目標とする。また、食中毒が起こることのないように衛生管理に細心の注意をはらい調理を行っているが、保健所の指導のもと、施設設備や作業手順の改善を行って衛生管理の充実を図ることに努力する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「食育」に関する指導の充実 ○ 望ましい食生活習慣の育成 ○ 安全管理と事故の防止 ○ 衛生管理と食中毒の防止 ○ 給食センターの運営の充実
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所の指導を基に設備整備や作業手順の改善を行った。 ○ 研修会に参加して衛生管理について学習を行った。 ○ 施設見学や試食の受け入れを行った。 ○ 計画的に設備等の更新を行った。 ○ 栄養教諭による食育の活動が行われた。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所及び県の立ち入り調査を基に作業等を見直すことで衛生管理の改善が図れた。 ○ 年2回の衛生管理研修に参加し、調理員の衛生管理に関する意識の向上を図ることができた。 ○ 施設見学や試食の受け入れを行ったことで、関係者に大量調理やセンター運営についての理解を深めてもらった。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の課題として、給食センターは平成3年度から運営を開始して23年が経過し、設備の老朽化や能力低下の問題もあり、安心・安全な給食を確実に提供するために、計画的な設備の更新や改修が必要である。また、衛生管理面では、構造上、調理場と洗浄室に分けられないといった問題点もある。

③ 学校給食の充実について

イ 学校給食費未納対策

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食法第2条の目標を達成するため、町内小中学校における同法第11条第2項に規定する学校給食費の未納をなくすことを目標とする。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食費未納対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ P T A、学校、給食センターの連携 ・ 支払困難な家庭については、就学援助の申請 ・ 「学校給食費未納対策マニュアル」を活用し、督促、請求を行う。
平成25年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校では、「学校給食費未納対策マニュアル」に基づき請求、督促を行った。 ○ 未納者の就学援助申請により未納が少なくなった。
評 値	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度に、三股町学校給食費未納対策委員会を設立し、「学校給食費未納対策マニュアル」を見直しましたことで、P T A、学校、給食センターの連携がうまくいきはじめ、平成21年度分から発生した未納額が減り、収納率が上がってきた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ P T A、学校、教育委員会、給食センターの連携により、未納額は確実に減ってきているが、100%納入は困難である。やはり、今後は、学校現場において、未納が続く前に早目の対応を行うことが重要である。

(1) 学校教育に関すること

④ 教育環境の整備について

ア 施設設備の計画的整備・充実

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒にとって安全かつ快適な教育環境の確保とともに地震等の災害時における地域住民の避難場所としての機能を有する施設を確保するために学校施設・設備の計画的整備に取組む。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した教育施設の改修及び学校との協議による施設・設備の整備に取組む。
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全小中学校の備品整備を実施した。 ○ 学校と協議して、危険性・緊急性・必要性の高いものについて修理を実施した。 ○ 長田小学校天窓防護柵設置 ○ 勝岡小、長田小トイレ洋式化工事 ○ 三股西小学校外壁防水改修工事 ○ 宮村小、梶山小墜落防止手摺設置 ○ 三股中学校天窓防護柵設置 ○ 三股中学校運動場防球フェンス設置 ○ 三股中学校昇降機耐震対策
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の大規模施設整備については3ヵ年実施計画により計画的に整備を行うことができた。 ○ 修繕等については緊急性の高いものから順次整備を行うことができた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厳しい財政状況の中ではあるが、国・県並びに町費を有効かつ効果的に活用し、長期計画に基づき、校舎やプール等の老朽化対策や教育環境整備を実施していくことが必要である。

(1) 学校教育に関すること

④ 教育環境の整備について

イ I C T 教育の整備

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の学力向上のために、I C T設備の有効利用の促進及充実を図る。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ I C T機器の有効利用促進を図る。
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校の生徒用コンピュータが 5 年を経過したため入れ替えを行った。 ○ 教職員の校務を軽減し、児童生徒に関わる時間を増やすことを目的に校務支援ソフト及びグループウェアを町内全小中学校に導入した。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校務支援ソフト及びグループウェアの導入により教職員の校務を軽減し、児童生徒に関わる時間の増加を図れた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 書画カメラを平成 24 年度に全小学校の 2 教室に 1 台ということで 40 台導入したが、今後は小学校全教室への導入と中学校に 15 台（2 教室に 1 台）を導入したい。 ○ 公務支援ソフト及びグループウェアの有効活用を促進させるため、教職員及び教育課職員への研修を定期的に行っていく必要がある。

(1) 学校教育に関すること

④ 教育環境の整備について

ウ ALTを活用した外国語活動の拡充

目 標	○ 外国語指導助手（ALT）を活用して児童生徒の外国語（英語）活動の向上を図る。
取組みの方向	○ ALTを活用し町内全小・中学校での外国語活動の拡充を図る。
平成25年度の取組みの概要	○ ALT3名体制を維持し、1名の帰国に合わせて1名の補充を行った。
評 値	○ 新学習指導要領改訂による小学校での外国語（英語）活動実施に伴う、小学校教諭の英語力アップを支援するため、英語力アップに寄与している。
今後の課題と対応方法	○ 今後、英語が小学校5・6年生で正式科目、3・4年生の外国語活動への導入が目前となっており、現在のALT3名から4名へ増員を図りたい。

(1) 学校教育に関すること

⑤ 教育研究所の充実について

○ 調査、研究及び研究成果の活用促進

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三股町の小・中学校における教育の情報化の在り方に ついて「教科指導におけるICT活用」「情報教育の体系的な推進」「校務の情報化の推進」の3点を中心に究明する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会から委嘱された研究員の研究会を毎週実施、全教職員研修会を夏季と秋季に実施する。 ○ 研究所と町教育研究会と連携して取り組む。
平成25年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夏季研修会において校務支援ソフトの活用について先進校より講師を招いての研修会を実施した。 ○ 秋季研修会において、生徒指導の機能を生かした授業が公開され、小中一貫した取組について共通理解を図った。 ○ 教育研究所と教育CIO組織が中心となって、校長会、教務主任会と連携して、指導要録の電子化に取り組んだ。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3カ年計画の最終年として、実践的研究を中心に実技研修や一人一実践の結果、教職員のスキル向上と意識改革を図ることができた。 ○ 校務の情報化を組織的に取り組んだ結果、指導要録の電子化の試行と次年度の完全実施に向けた条件整備ができた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理論に基づいた実践的な研究の成果に基づいて、今後は实物投影機の完全導入などの整備が求められる。また、教育の情報化に伴い、情報モラル教育やセキュリティの徹底に取り組む必要がある。伝統的な教育と時代の変化に対応した教育の情報化の両面を充実させて、知・徳・体の調和のとれた「文教みまた」の教育を確立させることが大切である。

(1) 学校教育に関すること

⑥ 適応指導教室の充実について

○ 学校、家庭、地域社会、関係諸機関との連携・融合

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 反社会的行動を伴わない、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の「心の居場所」として、適切な対応のもとに相談・指導・助言・支援を行い、当該児童生徒の一日も早い学校復帰をめざす。 ○ 悩みを持つ児童生徒や保護者が気軽に相談できる場所として開放し、悩みや問題をともに考え、解決の方法について助言・支援を行う。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校又は不適応の状態にある児童生徒の実態を的確に把握し、学校、家庭及び関係機関等と連携して問題解決の方策を講じる。 ○ 通級する生徒の教育相談を継続的に行い、心理的不安の解消に努めると共に5教科の基礎的、基本的事項の定着指導を行う。
平成25年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通級生への教育相談及び補講を継続して行うことにより「心の居場所」と基礎学力作りに努めた。 ○ 当該学校への訪問をできるだけ多く行い、学級担任、生徒指導主事、スクールカウンセラー、スクールアシスタント等との面談や適切な支援・助言を行い、通級生の学校復帰に向けての方策を講じると共に入級該当者への面談等を実施した。 ○ 保護者、通級生保護者、不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任、生徒指導主事等から入級、学校復帰、家庭でのしつけ、進路、部活動等の様々相談を延べ20件の相談を受けた。 ○ 教育相談室・適応指導教室の活用を周知徹底してもらうための広報活動を積極的に行った。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心因性の通級生に対して「共感的理解と受容」と「矯正的指導・援助」を行うことにより、入級後の通級率向上が図られた。 ○ 不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任・生徒指導主事への支援・助言を積極的に行うことができ、連携が一層緊密となった。

評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の住民や保護者の教育に関する相談、学級経営や指導方法等の悩みを持つ教員の相談に可能な限り対応することができた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校における不登校の児童に対する対策会議の活性化を促し、その運営について協力できる体制をつくる。 ○ 関係諸機関との連携を一層緊密にし、不登校児童生徒の出現率の低下を図る。 ○ 定期的に学校を回り各学校の状況について把握を行ったり、支援の必要な児童生徒に対して積極的な関わりや協議を行うことが必要である。

(1) 学校教育に関すること

⑦ 人権教育の推進について

○ 人権教育研修会の充実

目 標	<ul style="list-style-type: none">○ 全教育活動をとおして児童生徒に、人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うために、教員の資質向上に努める。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none">○ 人権教育を推進するにあたっては、すべての教員が課題に関する正しい認識と共通理解の上に立ち、課題解決のための実践力をもつために、教員に対する研修を実施する。
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none">○ 夏季休業中に人権啓発研修会を実施し、講演をとおして人権を尊重する意識を高めることに努めた。○ 1月に町内全小・中学校の教師を対象として、人権教育研修会を実施し、研究授業や事後研究会、各学校の実践発表をとおして、人権感覚を養うよう努めた。
評 価	<ul style="list-style-type: none">○ 研究授業や各学校での実践発表を行うことで、人権教育における指導の在り方について、研修を深めることができた。○ 教員への研修を実施することで、人権意識の高揚を図ることができた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none">○ 道徳教育や特別活動の充実とともに、全教育活動を通して人権教育の一層の推進が必要である。

(1) 学校教育に関すること

⑧ 安全教育の徹底について

○ 児童生徒の安全確保

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒が安全な学校生活を送れるよう、必要な点検等に取組むとともに、登下校時の安全対策に努める。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校の遊具の点検・整備に取組む。 ○ みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全確保に取組む。 ○ 通学路点検を行う。 ○ 小・中学校で交通安全について指導する。
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校の遊具の点検により、不良個所を整備した。 ○ みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全確保に取組んだ。 ○ 都城警察署、県土木事務所、町総務課及び都市整備課の協力のもと、各通学路の危険箇所 32 箇所の合同点検を行い、危険箇所改善の分担を確認した。また、24 年度に点検した危険箇所の横断歩道・外側線・止まれ等の文字の補修、歩道のガードレール・縁石等の敷設など 22 箇所の改善を行った。 ○ 小・中学校で交通安全教室や自転車安全点検を実施した。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校の遊具については安全性の確保の観点か古くなった遊具については特に入念な点検が実施できた ○ みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全を確保することができた。 ○ 通学路合同点検により危険箇所を各担当部署に分けて整備する体制が整った。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ A E D の使い方の周知、遊具の更新整備に努める。みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全対策に引き続き取組む。また、通学路の危険箇所を今後も合同で点検し安全確保に努める。

(2) 生涯学習に関すること

① 生涯学習社会づくりについて

ア 学習情報の提供と公民館主催教室の開設・充実

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民の生涯学習へのニーズを把握し、学習活動の支援体制を整えるとともに、町民の学習活動への関心と意欲を高めるため、幅広い情報提供を行う。 また、知識や技能を身につけ、豊かで住みよいまちづくりに活かされるよう公民館主催教室の開設やその充実を図る。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報誌、回覧広報により情報提供に努める。 ○ 公民館主催教室を充実し、自主教室へ移行する。
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報誌「生涯学習みまた」を作成し、町内各世帯へ配布した。 ○ 生涯学習講演会や人権啓発講演会を実施した。 ○ 公民館主催教室が自主教室へ移行できるよう育成強化した。(平成 24 年度の 18 主催教室から、7 の教室を自主教室に移行させ、新たに 7 の主催教室を立ち上げ、19 の主催教室を実施した。)
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報誌「生涯学習みまた」により学習情報を詳しく、また町民に幅広く情報提供ができた。 ○ 講演会を開催することで、日頃学習することができない分野を著名な講師により学習することができ、町民の見識の向上、学習意欲を高めることができた。 ○ 主催教室から自主教室へ移行し、民間主導により教室を開設運営することができた。 ○ 幼児から高齢者を対象とした生涯学習・主催教室が実施できた。また、それぞれの教室の学習発表会として、2 月に文化の祭典(元気まつり)で発表を行った。幼児の能力の発見、高齢者の健康づくり、生きがいづくりに貢献できた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習への支援体制づくりは、社会教育機関だけでなく広く学校教育関係機関や地域が一体となって推進していくことが必要である。そのため町民のニーズを把握し支援体制を整えるため、引き続き様々な情報提供や公民館主催教室等の充実に取組む。

(2) 生涯学習に関するここと

① 生涯学習社会づくりについて

イ 高齢者学級の開設と活動の推進

目 標	<p>高齢者へ文化・スポーツなど、生涯学習ができる場を提供し、自主的・主体的な学習への意欲向上を図る。個人の学習だけに留まらず、コミュニケーションの場や仲間づくりの機会を推進する。</p> <p>また、学級生が学習の成果を生かし、地域ボランティアなど社会活動へ積極的な取り組みを行っていけるよう推進する。</p>
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○文化・スポーツなどの学習会を月に1~2回開催 ○学級生が自ら、学習会運営に携わる
平成25年度の取組みの概要	<p>5月から3月にかけて、20回の学習会を開いた。34名の学級生が月に1~2回集まり、創作活動や野外活動、スポーツなど幅広い分野にわたり、学習活動を行なった。</p>
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○各学級生が、積極的に学習会へ取り組むことができた。 ○創作活動・スポーツ活動、近隣地域の高齢者学級と合同で野外活動を行い、幅広い分野の学習会を推進できた。
今後の課題と対応方法	<p>高齢者学級へのより多くの参加者確保を行う。また、生涯学習への意欲が湧くよう学習会内容の充実に努める。</p> <p>また、学級生が高齢者学級の受講だけに留まらず、地域の活動等にも積極的に取り組めるような環境づくりを推進していく。</p>

(2) 生涯学習に関するこ

② 社会教育の充実について

ア 地区・自治公民館活動の充実

目 標	○自治公民館連絡協議会の活動を支援し、自治公民館相互の連携強化を図ることにより地域のコミュニティ活動の活性化を促す
取組みの方向	三股町自治公民館連絡協議会の取組み ○館長会議での情報交換 ○先進地視察研修会 ○県公民館大会への参加
平成 25 年度の取組みの概要	○館長会 7 回 / 年開催して情報交換を行った。(館長 30 名全員参加) ○先進地視察研修 (九州内 1 回、県内 1 回) に 30 名中 21 名の参加 ○県公民館大会 (日南市) 30 名中 19 名参加
評 価	○館長会開催により地区の情報交換を行うことで公民館活動を充実させる事ができた。 ○研修参加により、地域の公民館活動活性化のリーダーとして、
今後の課題と対応方法	○人口、世帯数は増えているが支部加入が進まず、コミュニティ意識の希薄化も進んでいるため、まず若い世代の支部加入促進をはかり、地域住民のニーズを把握し、活動の充実を図っていく必要がある。

(2) 生涯学習に関するここと

② 社会教育の充実について

イ 人権に関する教育の推進

目 標	いじめや虐待などをなくし、他人を尊重し思いやりの心を育てることで誰もが等しく平等に生活できる人権尊重の精神を学ぶことを目標とする。
取組みの方向	人権教育、啓発を通じて自分を大切にする心や、他人に対する思いやりの心を養うことで、人権尊重の大切さを学ぶ。
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○いきいきふれあいリレー啓発展において、人権啓発のパネルを町文化会館エントランスホールに展示し、パンフレットを配布し、人権の大切さについて啓発を行った。 ○夏休みに町内 12 の児童館においてなかよし広場を実施。人権擁護委員や社会教育指導員の方々が紙芝居屋ビデオで人権の大切さを子どもたちに伝えた。 ○文化会館で講師による人権啓発研修会を開催 200 人以上の参加者が人権について学んだ。 ○小・中学校の夏休みの宿題として人権に関する標語・親と子のふれあい標語を募集し入賞者に賞状と図書券を贈呈した。
評 価	様々な取り組みを通じて人権尊重の大切さを学習することで社会で生きていく上でのルールを守り、他人を思いやる心を身につけることの大切さを啓発することができた。
今後の課題と対応方法	今後も、人権尊重の大切さを更に啓発し、様々な形態で人権についての学習の場の提供を行っていく。

(2) 生涯学習に関するこ

③ 青少年教育の充実について

ア 野外活動、体験活動、交流活動の推進

目 標	次代を担う三股町の子どもたちに、三股町とは異なる自然、文化を持つ地域の子ども達との現地での交流活動を通じて、いっそう深く考えて行動できる力を身につけさせるとともに、強度の発展に寄与できる人材の育成を図る。
取組みの方向	町内 6 つの小学校 6 年生 30 人を 5 泊 6 日の日程で沖永良部島へ派遣し次代を担う人材の育成を図る。
平成 25 年度の取組みの概要	町内の小学校 6 年生 30 人と 5 人の引率者で 7 月 31 日から 8 月 5 日までの 5 泊 6 日間沖永良部島で体験学習を行った。沖永良部島の歴史について学んだり、そこで暮らす小学生や町民との交流や三股町の伝統芸能である奴踊りを披露し、交流を行った。
評 価	遠く離れた沖之永良部島で、その島の歴史や町民の暮らしを直接現地に行って学ぶことで町民との交流や社会に対する視野を広めることができた。また、研修で知り合った三股町内の小学生 30 人が、5 泊 6 日という長期間、お互いに尊重し合い生活を共にすることで、他人とともに社会を形成する上のルールの大切さを学ぶことができた。
今後の課題と対応方法	早朝 5 時に出発し、夜 8 時過ぎに帰町することや、沖永良部島でのハードスケジュールにより体調を崩す子ども達がいたため、今後はもっとゆとりをもった計画の見直しを図る。

(2) 生涯学習に関すること

④ 家庭教育の充実

○ 家庭教育学級の充実

目 標	家庭教育学級の運営の向上と学習内容の充実を図る。
取組みの方向	家庭教育学級運営協議会を設置し、各学級の学習の充実に努める。また町内の家庭教育学級生が集まり、合同研修会を実施する。
平成 25 年度の取組みの概要	各家庭教育学級で、年間 6~7 回の学習会を開いた。のべ 1,324 名の学級生が、講演会や創作活動野外活動に参加した。 また、11 月には合同研修会を開き、人権学習を行なった。68 名が参加し、人権について学ぶ機会となった。
評 値	○ 学習会をとおして、子育てに必要な情報を得ることができた。 ○ 学級生相互の情報交換や、親睦を深めることができた。 ○ 親子参加の学習会では、親子のふれあいの時間を持つことができた。
今後の課題と対応方法	家庭教育学級のさらなる充実のため、各学級の情報交換や情報提供に努める。 また、合同研修会についても、家庭教育向上の一助となるような学習会を行う。

(2) 生涯学習に関すること

⑤ 文化資源の保護と活用

ア 文化財、史跡の整備と保存

目 標	文化財や史跡の周知を図り、町民の文化向上に資する。
取組みの方向	文化財の周知のため、標柱や説明板を設置する。
平成 25 年度の取組みの概要	4箇所の史跡について、説明板の老朽化・説明文の訂正の必要性から再設置を行った。
評 価	<p>4箇所の説明板について</p> <p>①都城島津三代北郷久秀・弟忠通の墓、②日州寺柱番所跡、 ③三股開拓の碑、④平家落人の墓</p> <p>①については、老朽化が激しく破損していたため今回の再設置を機会に内容の精査及び都城島津家史料を使用できたことにより周知の効果は得られたと思われる。</p> <p>②についても老朽化による再設置の必要性、明らかな間違いの訂正、都城島津家史料の使用が行えたことは誤解を与えないという説明板の最低限の条件を提示することができた。</p> <p>③については、説明板の文字自体が剥離しており、長年再設置の要望が地元からも上がっていたが、今回再設置できたことは地元の要望に対応できたとともに、現在の三股町の成立を語る上で欠かせない石碑の周知も行え、十分な成果といえる。</p> <p>④については、平家落人という伝承の域を出ない史跡をどう扱うかについて検討を要したが、地元の伝承は大切にすべきという観点を活かした説明板となったと思われる。</p>
今後の課題と対応方法	<p>①及び②の史跡については、町指定文化財という観点からも平易な文章で説明板を作成することも考慮に入れた。今後は、他の史跡についても必要に応じて説明板を設置し、史跡の重要性を周知するとともにその保護を図っていく必要がある。</p>

(3) 文化振興に関すること

① 総合文化施設（文化会館・図書館）の整備と充実について

ア 総合文化施設（文化会館・図書館）の整備と充実

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広く地域住民に親しまれ愛される施設となるための周辺整備、並びに安全性確保と利用者増を図るための機器更新及び整備を実施し、総合的な機能向上をもって、さらなる町民からの信頼獲得を目指す。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 竣工 13 年が経過し、施設並びに設備や備品の老朽化が年を追って顕著となっており、計画的整備を進める。 ○ 突発的な破損等には、緊急性と機能維持を主眼に、的確かつ柔軟な対応を図る。
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空調設備中央監視制御システムの全面更新を行った ○ 北側駐車場出入門扉補強修繕、西側屋外コンセント及び図書館駐車場アーチゲートの増設修繕を行った。 ○ 設備老朽化に伴い、自動ドアセンサー取替、空調機械部品交換、女子トイレ壁補修などの修繕を行った。 ○ 文化会館では本年度から座席機構の計画改修[全6期]に着手。25 年度は消耗部品の交換[1期]を行った。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画に沿った整備を進行できた。 ○ 修繕を好機とし補強や増設による機能向上や安全性向上にも取り組めた。 ○ 空調システム更新では末端機器の既存プログラムを活かすメーカーを採用。より安価に高い効果を得た。 ○ 利用者やお客さまからのご指摘はもとより、清掃作業員や舞台技術者の現場報告にも適切に対応できた。 ○ 見過ごされがちな軽微な破損や不具合にも積極的かつこまめな修繕を実施し、早めの対応で機能と美観の保持、並びに利用者の安全性向上を図ることができた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 竣工から 13 年が経過。老朽化に加えその対応業務の煩雑さや業務量の増加も年を追って顕著になっている。個々の設備や備品の整備は効率的に行う一方、長期的視点に立った全体整備を継続する。保守点検結果を基に致命的故障や事故に至る指摘や予兆を見逃さず、躊躇なく不断に整備計画を見直し安全性確保と機能維持を図る。 ○ 老朽化で一層増加する突発事象には、弾力性を持った計画見直しで対処できるよう、常から全体俯瞰と状態の正確把握に努めるほか、安全性確保・機能維持と財政負担軽減を両立させるべく大局的観点の保持にも努める。

(3) 文化振興に関すること

② 文化会館の利用促進について

ア 自主文化事業の充実と推進

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別法となる「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（「劇場法」平成 24 年 6 月 27 日施行）」に謳う役割、及び公立文化施設としての使命を全うすべく、基本理念「思い 育み 知の創造」の下、創造性と独自性溢れる事業群の構築により、文化芸術の振興発展、豊かな地域コミュニティの創造と再生、町民福祉向上等の中心的役割に資することを目標とする。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の特長と持てる機能、並びに県下初となる「地域創造大賞」受賞で裏付けられた継続と丁寧な積み上げによる事業群及び実績を最大限生かすことに主眼を置く。 ○ 幅広いニーズに応えるべく多様性ある事業展開及び創造性・独自性をもった公演制作に取り組む。 ○ 公演・作品制作では文化芸術の特性たる長期的視点を携え、芸術家との信頼醸成と協働を旨とする。 ○ 開館 10 周年の総括を踏まえ、来る 10 年の柱とすべく、育成事業を経た公演の制作展開、住民参加による作品・公演の創造を促進する。
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主文化事業 24 本 52 公演 (105 日・6,216 人) <ul style="list-style-type: none"> ①鑑賞型 13 本 17 公演(音楽 7 本, 演劇 5 本, 古典 1 本) ②啓発・育成型(アトリエ含)8 本 15 公演 (小学巡回公演 1 本, 中学鑑賞教室 3 本, 青少年芸術劇場 1 本ほか) ③参加創造型 3 本 20 公演 92 回('まちドラ!')[稽古 15 回], 演劇ワークショップ 1 本 [64 講], 戯曲講座 1 本 [12 講]他)
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多ジャンルの買取公演にとどまらず、普及・育成を公演に昇華させる作品制作・上演に取り組み、三股町の自治体オリジナリティにも貢献できた。 ○ 23 年度開館 10 周年記念町民参加公演「おはよう、わが町」の総括を踏まえ既存事業再編整理の下、2 年めとなる参加創造型事業「まちドラ!」を実施できた。 ○ M★ういんぐ (JR 三股駅内多目的ホール) を活用した公演も 3 年めとなりノウハウを構築。軌道に乗せた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三股町立文化会館ブランドの再生を目指す。お客様の信頼獲得に向け地道な努力を継続し、開館以来育む創造性・独自性とともに、可動 413 席の規模と個性、舞台能力を最大限生かしきる視点、及び劇場法に鑑み、「文化芸術拠点」にとどまることなく、文化芸術を活かした地域コミュニティの創造・再生、まちづくり等“劇場の果たすべき役割”を明確に意識した運営を継続する。 ○ 平成 28 年度の開設 15 周年を視野に入れる。

(3) 文化振興に関すること

② 文化会館の利用促進について

イ 貸館事業の充実と推進

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別法となる「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（「劇場法」平成 24 年 6 月 27 日施行）」に謳う役割、及び公立文化施設としての使命を全うすべく、基本理念「思い育み 知の創造」の下、貸館利用者の充足感と満足感を高める運営により、文化芸術の振興発展、豊かな地域社会の創造と再生、町民福祉向上等の中心的役割に資することを目標とする。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の特長と持てる機能、並びに県下初となる「地域創造大賞」受賞で裏付けられた継続と丁寧な積み上げによる事業群及び実績を最大限生かすことに主眼を置く。 ○ 自主事業で培うノウハウを活かし、催事を計画する方への適切な助言、また利用者へは積極的な企画・運営支援による満足度向上に取り組む。 ○ 「“文化の殿堂”ではなく“あたたかな家”」として、継続・新規を問わず貸館利用者との信頼関係の構築と維持を念頭に、安全かつ円滑な事業運営を図る。
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸館事業 146 本 (178 日・22,448 人) 施設=ホール 1・リハーサル室 1・会議室 1・楽屋 4
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 表方 (フロントスタッフ) 及び裏方 (テクニカルスタッフ) とも、利用者への積極的な支援を実践。貸館利用者満足度の向上・拡充を図れた。 ○ 実演舞台芸術を扱う催事では、安全かつ華やかな舞台成果の確かさで、貸館利用者の更なる意欲向上や舞台芸術への理解促進、また「再び利用したい」とする志向醸成も図ることができ、文化芸術並びに文化会館の価値を広く感じていただく契機とすることができた。 ○ 大会等を主目的とする催事では、安全性と経済性の両立て貸館利用者の意向と相反しがちであるが、信頼関係を伴った交渉と打ち合わせで理解を得て、危険性が予見できる利用日程の回避に努めることができた。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業ジャンルや規模の大小、施設の種別を問わず、主催者及び催事来客の目線に立った丁寧な業務で地道な努力を継続し、貸館利用者の信頼に応えながら満足度向上を図る。自主文化事業のノウハウを活かし、文化芸術拠点として地域コミュニティの創造・再生、まちづくり等“劇場の果たすべき役割”を明確に意識した運営を継続する。

(3) 文化振興に関すること

② 図書館の利用促進について

ア 図書館資料の整備と充実

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多数出版されている図書の中から、様々な情報を提供できるよう必要な資料を見極め、図書を収集する。その中で、所蔵数が少ない分野の図書や視聴覚資料を収集し、利用者の多様なニーズに応えられるようにする。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 蔵書状況を確認し、情報の古い図書や、所蔵の少ない分野の図書、特に出版数の少ない児童書を収集する。また、社会状況に対応した図書を収集する。
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省などから推薦された児童書、若い利用者向けの図書を購入した。 ○ 父親の育児本を購入した。 ○ 自殺予防やうつ病に関する書籍を購入した。 ○ 高齢者向け紙芝居を購入した ○ 視聴覚資料（CD、DVD）は評価の高い作品を収集した。
評 價	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者向け紙芝居は個人だけでなく高齢者施設での貸し出しもあり、問い合わせも多く、よく利用されている。父兄の育児書や名作のDVDも、利用者が多い。子育て支援の充実をめざす町の図書館としての役割を今後も果たしていく。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館は常に新鮮な資料を購入し利用者に提供しなければならない。限られた予算の中ではあるが、利用者の求める情報を的確に捉え、必要な資料収集に努め、さらに資料の充実をめざす。館内入り口に置いている町内外のチラシ・パンフレット等もさらに幅広く収集していく。

(3) 文化振興に関すること

② 図書館の利用促進について

イ 読書サービス、読み聞かせ活動の推進

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 読書活動を推進するため、おはなし会や講座、イベントを実施し、読書の楽しみを知ってもらい、利用促進を図る。インターネットのサイトでの告知や館内資料の展示等を充実させより一層読書活動を推進する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種イベントを開催し、利用促進を図る。 ○ フェイスブックによる広報、インターネットで、本の紹介、読書の普及を行う。
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもの読書週間イベント <ul style="list-style-type: none"> ・おはなしと音楽のコンサート・おはなし会 ・貸出たいけん・図書の展示 ○ 読み聞かせ講座（年 2 回開催） ○ 読書週間イベント（10/27～11/9） <ul style="list-style-type: none"> ・田代義博氏講演会・おはなし会・貸出たいけん ・閉架書庫見学・図書の展示 ○ 夏休みおはなし会、映写会の実施 ○ クリスマスおはなし会の実施 ○ 「全国訪問おはなし隊」訪問 ○ 今年度から都城広域定住自立圏事業を実施し、著名な絵本作家の講演会を開催した。
評 値	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種イベント、定例のおはなし会などを行い、フェイスブックでの広報を行ったが、利用増にはつながらなかった。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種イベントに多くの人が参加し、読書の推進が図れるようイベントの内容の充実、広報にさらに努める。子どもからお年寄りまでが利用しやすいよう、幅広い情報の提供、収集に努め、利用者を増やしていきたい。

(4) 社会体育に関すること

① スポーツ振興基盤の充実

ア スポーツ行事の充実および組織の育成と強化

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民の健康増進と体力の向上及び町民の交流活動を目的にした各種スポーツ行事を実施するとともに、スポーツ活動を支える組織の育成と強化を図り、広く町民にスポーツを普及する。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民の誰もが気軽にできるスポーツ・レクリエーションの普及。 ○ スポーツイベントの再構築 ○ 総合型地域スポーツクラブの育成。 ○ 各種スポーツ大会の開催及び誘致。 ○ 異世代間の交流を図る行事の開催。
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6年目を迎えた「町民総合スポーツ祭」に、障がい者部門を含め 14 種目の競技種目を設け、約 1400 人の参加者を得て盛会に開催することができた。 ○ 13回目となるチャレンジ RUN&ウォーキング大会は、第3回地区対抗駅伝大会と同時開催し、町民の健康維持増進を図った。 ○ スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等において、気軽にできるニュースポーツ等の普及・振興を目的に、町民を対象にした教室を開催した。 ○ 総合型地域スポーツクラブの健全運営に向けた検討により、組織と事業の抜本的な見直しを図った。また、事業の拡大を目的にスポーツ振興くじ助成事業を活用した。 ○ 町民を対象にした体力テストに、みまたチャレンジ 総合クラブの協力を得てストレッチ教室を開催したことで、より充実した内容になった。 ○ 体育協会の事業の検証・評価を行い、事業内容の改善・見直しにつなげた。

	評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体育協会と総合型地域スポーツクラブの事業について、事業評価と検証を行ったことで、予算の効率的な運用がなされた。 ○ 各種スポーツイベントを開催したことで、地域間や世代間交流を図ることができた。 ○ ニュースポーツ教室等により、町民が気軽に参加できるニュースポーツの普及・振興がなされた。 	
	今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「スポーツ振興基本計画」に盛り込まれた取組みを実践するとともに、計画の点検評価と検証を行う必要がある。 ○ 「町民総合スポーツ祭」をはじめとする町民参加型のイベントの充実とその周知に努め、地域間や世代間交流を図る。また、ニュースポーツ等は、一時的な普及にとどめることなくクラブ結成等への誘導が必要である。なお、みまたチャレンジ総合クラブの自主運営化を図るための方策の検討に努める。 ○ 施設整備については、費用対効果の分析を行い、真正に必要な施設整備について関係機関と協議を進める。 	

(4) 社会体育に関すること

① スポーツ振興基盤の充実

イ スポーツ施設の計画的整備・充実

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存スポーツ施設の計画的な改修や運営面での工夫を凝らし、町民の方々が利用しやすいスポーツ施設の整備、改修を進める。また、町民ニーズの動向に即して施設の整備を行う。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共スポーツ施設の整備・充実 ○ 施設の効率的活用
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設整備については、町民のニーズの把握に努め、各体育施設への備品補充、弓道場の巻藁室と看的板の改修、テニスコートの砂の入替え等の整備を行った。 ○ 関係団体と協議を行い、弓道場の整備を行った。
評 価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設整備については、町民のニーズの把握に努め、整備を行った。その結果、利用者が安心・安全に施設を利用することができた。 <p>以上の取組みにより、目標を達成することができた。</p>
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設整備については、費用対効果の分析を行い、真に必要な施設整備について関係機関と協議を進める。 ○ 施設の管理運営について、民間活力の導入を検討する。

(4) 社会体育に関すること

② 青少年スポーツの振興

○ スポーツ少年団等の育成・拡充

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを与え、スポーツを通じて体と心を育てるために組織されたスポーツ少年団として、団員をはじめ、指導者や母集団等の育成を図る。また、新規参入団の受入や登録団員の増加に努める。
取組みの方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ少年団団員綱領に基づく活動 ○ 指導者・母集団等の研修 ○ 各種大会等の開催による交流活動
平成 25 年度の取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種目毎による大会の開催 ○ 町スポーツ少年団による結団式、運動会、リーダー研修、解団式等の開催 ○ 県選抜選手や九州大会規模以上の大会への出場選手に対しての激励金の交付
評 價	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種目毎に開催された大会は、指導者及び母集団の協力により開催された。 ○ 町スポーツ少年団主催の各行事は、加盟団体のほとんどが参加するとともに、育成母集団等の積極的な協力も見受けられた。 ○ 実践を交えた体幹トレーニングの講演会をはじめとした研修会等を開催し、意識向上・スキルアップを図った。 ○ 県選抜選手や九州大会規模以上の大会への出場選手が町長より激励され、士気が高まった。
今後の課題と対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツを通じて青少年の体と心を育てるという意義を深めるため、成長発達に合わせた適正な指導を行うとともに、一人でも多くの青少年が気軽にスポーツに親しめるよう引き続き事業に取り組む。なお、登録団数及び団員数が減少傾向にあるため、各小学校のスポーツ少年団への加入状況、他のスポーツ団体への加入及びその他の習い事等の状況調査を行い、その現状を踏まえた対策を検討し、新規参入団の受入や登録団員の加入推進を行う。

三股町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行状況点検評価

総括的にすべての項目の評価は、事例なしの4項目を除いて、中項目すべてA評価となっている。

また、小項目の23項目うちA評価の項目は17項目74%、B評価は6項目26%となっている。

A評価が達成率100%、B評価が達成率80%ということ、加えて60%以下の達成率を示すC評価及びD評価という項目が皆無である点を鑑みても、三股町教育委員会の教育に関する事務の管理状況の評価としては、適正かつ良好な事務及び執行がなされていると評価する。

以下、評価シート別に述べる。

1 教育委員会の活動・評価シート1

中項目及び小項目5項目ともA評価であることは、(1)教育委員会の会議の運営改善、(2)教育委員会と事務局の連携、(3)教育委員会と首長との連携、(4)教育委員の自己研鑽、(5)学校及び教育施設に対する支援の教育委員会の5活動が適切になされていると評価する。

また、昨年度は記述されていなかった(3)教育委員会と首長との連携の項目を新たに設け、町長部局と連携を密にして取り組んでいることがうかがえる。

2 教育委員会が管理執行する事務・評価シート2

教育委員会が管理執行する事務16項目は、事例なし4項目を除く12項目すべてA評価である。このことから、教育委員会がしっかり機能していることがうかがえる。

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務・評価シート3

(1) 学校教育に関すること

8の中項目、13の小項目の中でA評価9項目、B評価4項目となっている。中項目②生徒指導の充実についての小項目「いじめ不登校問題への適切な対応」の項目、同じく中項目③学校給食の充実についての小項目「衛生管理と食中毒の防止」の項目については昨年度の評価を踏まえてA評価となっていることは努力の跡がうかがえる。小項目「学校給食費の未納対策」のB評価は昨年と同評価である。しかし、学校給食未納対策については学校・PTA・教育委員会・給食センターの連携により確実に改善されることがうかがえる。「適応指導教室の充実」「人権教育の推進」「安全教育の徹底」についての小項目がすべてB評価になっている。このことは、児童・生徒にとって極めて重要な事項で

あり、自らの事務内容を厳しく評価判断した結果の表れであり、常に100%の事務の執行を目指す気構えがうかがえる結果であると評価する。

学校教育に関することの中で特筆すべきは、本年も複式3学級に補助教員を配置して、学年に応じたきめ細かな指導を実施していることや、特別支援教育の充実ために特別支援学級への補助教員の配置や特別支援員8名の配置など、三股町独自の取組がなされていることは大いに評価するところである。

(2) 生涯学習に関すること

5つの中項目10の小項目の中で、すべての項目においてA評価となっている。本年度は小項目を昨年度より細分化して6項目増やし、前向きな取組がみられる。特に「文化財・史跡の整備と保存」の小項目の中で、文化財・史跡の整備がなされつつあり、今後ますますの取組を期待したい。

そのほかの中項目及び小項目についても充実した取組がなされないと評価する。

(3) 文化振興会に関すること

中項目3項目5小項目については、「総合文化施設の整備と充実」に関する項目がB評価であるが、予算の関係でハード面の改善が厳しい中、文化会館の座席機構の年次的な計画改修に着手するなど積極的な取組が進められている。また、運営については精力的かつ意欲的にユニークな取組も進められ、大きな成果を上げていると評価する。

(4) 社会体育に関すること

中項目2項目、小項目3項目の評価はすべてA評価である。武道体育館の耐震補強設計も計画的になされ、次年度は耐震工事に着工される見通しである。また、「アスリートタウン三股」を大きな町の柱として掲げ、青少年のスポーツ振興を含めて、町民挙げて健康で住みよい社会づくりの一助として、また、町が元気になる取組もなされており、高く評価する。今後も予算を有効に用いて、より一層の取組みがなされることを期待したい。

平成26年12月16日

田 中 久 光



